

～ 国際研究 ～

第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

国際協力部教官

毛利友哉

第1 はじめに

法務総合研究所は、2014年2月23日（日）から同年3月2日（日）まで（移動日を含む。）、第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した¹。研究員は、インドネシア最高裁判所（以下、「最高裁」という。）のハムダン・クダエダー判事を団長とする15名であった（詳細は、別紙1を参照されたい。）。

第2 本共同研究実施の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、法曹養成の活性化や汚職撲滅などといった司法制度改革を重要な国家的課題と位置付け、2010年から2014年までの国家中期開発計画も、グッドガバナンスを優先目標の一つとしている。しかし、同国では、裁判官を当事者とする汚職事件の報道もいまだされており、国民の司法に対する信頼は十分なものではない。また、法的安定性や予測可能性の欠如という課題は、訴訟のみならず、権利の執行や保全の場面でも指摘されている²。

法務総合研究所国際協力部は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、財団法人（現公益財団法人）国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、最高裁を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。上記プロジェクトを通して、最高裁は、我が国に対する信頼を強めるとともに、日本の法曹養成及び任官後研修にも強い関心を示した。そこで、法務総合研究所国際協力部は、上記プロジェクト終了後も、法務省独自の支援として、2011年度以降、インドネシアの裁判官の人材育成及び能力強化に資

¹ 本共同研究は、法務総合研究所の企画によるものである。

² 福井信雄「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」（<http://www.moj.go.jp/content/000098015.pdf>）を参照されたい。

する共同研究を実施してきた³。

本共同研究は、このような経緯を踏まえ、2013年度の共同研究として実施されたものである。

第3 本共同研究の概要

法務総合研究所国際協力部は、事前に最高裁と協議を行い、本共同研究で知的財産権、少額訴訟等の簡易手続、民事執行、民事保全の4分野を取り上げ、我が国の制度及び裁判実務との比較研究並びに裁判所の訪問を行うこととした。最終日には、研究員が、上記のような比較研究等によって得られた理解を前提として、各分野について、インドネシアの裁判実務が抱える課題について発表を行い、その後、日本側関係者と意見交換を行う機会を設けた。

このようにして、インドネシアの研究員と日本側関係者とが、今後協力して取り組むべきインドネシア司法の具体的課題について認識を共有することを目指した（日程の詳細は、別紙2を参照されたい）。

第4 本共同研究の成果

研究員は、本共同研究で取り上げた各分野の裁判実務に関心を示していたが、とりわけ関心が高かったのは、知的財産権の分野であった。

この分野に関しては、塩月秀平弁護士⁴による我が国の商標権侵害訴訟の講義、アグン最高裁判事によるインドネシアにおける知的財産事件の現状と課題についての発表、大阪地方裁判所第21・26民事部（知的財産権専門部）訪問、最終日の発表及び意見交換という研究日程を組んだ。

知的財産分野の中で、インドネシア側が特に強い関心を示したポイントは、以下のとおりである。

- ・ 知的財産事件という専門性の高い事件類型の主任裁判官を務める陪席裁判官の育成方法（研修の有無や内容等）⁵

³ 2011年度の共同研究については、松川充康「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究～インドネシア法に関する知見の整理と法整備支援における工夫例の紹介も兼ねて」（ICD NEWS 第50号74ページ）を、2012年度の共同研究については、三浦康子「第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」（ICD NEWS 第54号213ページ）を、それぞれ参照されたい。

⁴ 塩月弁護士は、2013年9月に退官されるまで、3年余りにわたって、知的財産高等裁判所の部総括判事を務められていた。講義の際には、商標権侵害訴訟に限らず、裁判実務に関する質問全般について、丁寧に御回答いただいた。

⁵ 裁判所訪問時には、裁判官室の見学もさせていただいた。このことは、裁判官のOJTの環

- ・ 裁判所調査官や専門委員が専門的知見を提供する具体的場面
- ・ 弁論準備手続による争点整理の実際とその後の弁論の意義
- ・ 和解の実情

第一点と第二点は、知的財産事件に特有の事項といえるのに対し、第三点と第四点は、民事訴訟全般に通ずる事項である。今回の共同研究を通して、このような普遍性の高い事項についても、インドネシア側から関心が示されたことは、大きな成果であった。

また、紙面の都合上詳細は割愛するが、少額訴訟等の簡易手続、民事執行、民事保全の各分野についても、研究員が、我が国の制度及び裁判実務の基本を理解した上でインドネシアの裁判実務を分析・検討するとともに、その問題意識を日本側関係者と共有できたことも、大きな成果であったといえる。

第5 終わりに

インドネシアについては、従前から、法的確実性 (Legal Certainty) の確保が取り組むべき課題の一つとして指摘されてきた。本共同研究において研究員が示した問題意識の中には、司法分野における法的確実性の改善につながるものも散見されたところであり、今後のインドネシアに対する協力が、この点に寄与することを願う次第である。

最後に、本共同研究に御協力くださった裁判所や講師の方々、通訳の方をはじめとする全ての皆さまに深く御礼を申し上げ、本報告を終えることとする。

以 上

境について、研究員が理解する一助となったと思われる。

日本の裁判所では、裁判官3名からなる合議体で担当する事件について、その構成は年単位で基本的に固定されるとともに、各自が個室に分かれることなく、同じ執務室内で職務に取り組んでいる。知的財産事件のような専門性が高い事件類型についても、シニアの裁判官から若手の裁判官への経験や知識の円滑な承継を可能にしているのは、このような執務環境にあると考えられる。

第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

1	ハムダン・クダエダー
	Mr. Hamdan Kudaedah
	インドネシア最高裁判所判事
2	アグン・スマナタ
	Mr. I Gusti Agung Sumanatha
	インドネシア最高裁判所判事
3	ラーミ・ムルヤティ
	Ms. Rahmi Mulyati
	ジャカルタ高等裁判所判事(インドネシア最高裁判所勤務)
4	グスリザル
	Mr. Gusrizal
	中央ジャカルタ地方裁判所長
5	ヘリ・スプリヨノ・スワルディ
	Mr. Hery Supriyono Soewardi
	スラバヤ地方裁判所長
6	スルヤ・プルダマイアン
	Mr. Surya Perdamaian
	メダン地方裁判所長
7	マルヤナ
	Mr. Maryana
	セマラン地方裁判所長
8	アンディ・イスナ・レニシュワリ・チンラポレ
	Ms. Andi Isna Renishwari Cinrapole
	マカサル地方裁判所長
9	アリエフ・ワルヨ・ムラットノ
	Mr. Arief Waluyo Moeratno
	中央ジャカルタ地方裁判所判事
10	ウングル・アーマディ
	Mr. Unggul Ahmadi
	スラバヤ地方裁判所判事

11	エンニッド・ハサヌディン	
	Mr. Ennid Hasanuddin	
	司法研修所教官	
12	マルティニ・マルジャ	
	Ms. Martini Marja	
	司法研修所教官	
13	ヘンリー・デュナント・マヌア	
	Mr. Henry Dunant Manuhua	
	サウムラキ地方裁判所副所長	
14	エリ・ユリタ	
	Ms. Eli Yurita	
	サバン地方裁判所判事	
15	ロベルト・ナイバホ	
	Mr. Roberto Naibaho	
	メラウケ地方裁判所判事	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 毛利友哉 (MORI Tomoya)

国際協力専門官 / Administrative Staff 中村秀逸 (NAKAMURA Hideitsu)

(別紙2)

第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究日程表

[主任教官:毛利教官, 担当専門官:中村専門官]

月日	曜日	9:30	12:30	14:00	17:00	備考
2	日	入国 (GA888 ジャカルタ1:00発-関空9:55着)				
2	月	9:00 オリエンテーション	日本の民事裁判手続について(9:30-12:00) (知的財産部の説明も含めて)	部長主催 意見交換会 (12:15-13:15)	商標権侵害訴訟について	
24	月	国際会議室	講師:毛利教官	国際会議室	講師:塩月秀平弁護士	国際会議室
2	火	インドネシア側発表 (インドネシアの知的財産分野における裁判実務の課題) 発表者:アグン最高裁判事 監修:塩月秀平弁護士, 小松陽一郎弁護士			大阪高等裁判所・地方裁判所訪問(14:30-16:45) (高裁長官・地裁所長各表敬, 事件傍聴, 座談会等)	大阪高等裁判所, 大阪地方裁判所
2	水	民事手続共同研究①(-12:30) (少額訴訟等) 講師:三浦教官 監修:吉野孝義弁護士			民事手続共同研究②(14:00-17:00) (民事執行, 民事保全等) 講師:毛利教官, グスリザル判事 監修:吉野孝義弁護士	国際会議室
2	木	質疑応答(10:00-11:10)	11:20 移動	京都地方裁判所・簡易裁判所訪問(13:05-16:00) (所長表敬, 裁判官室・書記官室見学, 手続見学, 座談会等)		京都地方裁判所, 京都簡易裁判所
2	金	総括協議(-11:45) (全体を通じての質疑応答, 本共同研究に対する感想等) 監修:吉野孝義弁護士, 小松陽一郎弁護士			意見交換会(13:30-) (インドネシアの民事裁判実務改善に向けた提言・日本側に期待する協力等) 監修:吉野孝義弁護士, 小松陽一郎弁護士	国際会議室
3	土	資料整理				
3	日	出国 (GA889 関空12:00発-ジャカルタ17:05着)				